

た。而も、この考え方を全インドに徹底せしめたものにインド独特の諸宗教運動があつた（例えは Brahma Samaj, Arya Samaj, Ramakrishna-Vivekananda movement）」、これから見て、日本に於ける業思想は単に personal なものであつた。曾つて、それが social な方向を保つて、日本民衆に浸透していくことがあつたであろうか。

### 第八世紀後半におけるチベット

#### の訳経事業

稻葉正就

第七世紀初頃に仏教が公式にチベットへ受容されたが、それより約一世紀半の間は訳経が殆んど行われなかつた。ところがチソンデツエン王 Khri sron Ide brtsan（在位七五四—七九七年）の御代になつて訳経事業が開始された。それでは、それは何年から始られたのであらうか。

現存チベット訳経論を見ると、インド（カシミールなどを含む）とチベットの僧の共訳になるものが大部分であるから、チベット人の出家が行われて後に訳経が始められたと考えられる。王の第一詔勅に末の年にサムエ寺 Bsam yas の定礎を行なつたとあり、その末の年は七七九年とするのが学者の定説である。またブントン仏教史に末の年に試みにチベット人を七人（実際は六人）出家させたとある。後者の末の年も七七九年と思われる。しかし出家して直ちに訳

経にたずさわつたか疑わしいから、訳経事業の開始は七七九年かそれより少し後であろう。したがつて寧ろ王の晩年に近づいてから開始されたと考えられるのである。

それでは、どういう仏典が翻訳されたか。それについて幸にも現存チベット大藏經の中にデンカルマ Ldan dkar ma 目録（影印北京版 No. 5851）が収録されている。これはブトン仏教史に、この王の命によって辰の年に編纂されたという。辰の年はこの王の時代とすれば七七九年以後では七八八年より以外にない。しかしこの目録に列挙されている経編の数は七三〇余部にのぼり、それらは比較的少數の僧によつて訳されているから、僅か九年間（或はそれより短期間）に訳されたとは考えられない。またブトン仏教史にこの王の時代の編纂といふが、デンカルマ目録それ自身の序には何ら王名を記していない。またこの王の著作が七部収録されている。そういう点からして、この王の子のチソンデツエン王 Khri Ide sron brtsan（在位七九八—八一五年）の時代まで降るのではなかろうか。そうすると辰の年は八〇〇年か八一二年になる。八一四年に翻訳名義大集の編纂が開始されるので、それより更に降ることはないであろう。それでは八〇〇年であろうか或は八一二年であろうか。ブトンがチソンデツエン王の時のこととするのは、王とこの目録との間に何らかの関係があつたと考えたからとするならば、王の逝去（七九七年）後、間もない八〇〇年と見做すのが受け容れ易いであろう。

ところで、この目録の經類を見ると、顯教の經が現存チベット大

蔵經所収のそのうちの約八〇%近くを占めている。それに比べて密教の經は僅か約二六%にしか達していない。論は經ほど多く訳されていないが、密教のものは極めて少い。密教の經論はランダルマ王 Gāṇḍarīva (在位八四一年一八四六年) の廢仏以後に多く訳されたといわれるのは正しい。それにてもこの目録に記されている經論の数が多いので、仏教が全盛であったレバチョン王 Ralpa can (在位八一五八四一年) 時代に訳された經論が少いことには理解し難い。また八〇〇年頃は、チデソンツェン王即位直後で廢仏が行われていたし、外は唐との戦いに敗色覆い難く、内外多端な時代でもあったから、八一二年の編纂と見做す方が妥当ではなからうか。尤もこの目録には後代の附加がある。例えば、レバチョン及びランダルマ王時代の法成 Chos grub による漢文よりの重訳の名が記され、また第一世紀の訳と思われる大般涅槃經の重訳などが収められている。したがつてこの目録の取り扱いに注意を要するが、しかし後代の附加は少數と見るべきであろう。そうするとこの目録に出ている多くの主要な顯教の經論は、第八世紀後半のチソンデッエン王の時代に、厳密にいうと寧ろ王の晩年頃から第九世紀初頭へかけて翻訳されたものといえる。

### 律藏にあらわれたる正法久住の精神

佐々木教悟

現存諸律の經分別廣説、すなわち戒經廣説のところに、十句義 (dasa atthavaso) のために學処 (sikkhapada) を制する旨が説かれている。四分律によれば、それは各戒条の下にかかるという仕事が説かれているから、律の學処はすべて十句義に縁りて (paticca) 制定されたものであることはあきらかである。その十句とは、(1) 僧を攝取す(2) 僧をして歎喜せしむ(3) 僧をして安樂ならしむ(4) 未信者をして信ぜしむ(5) 已信者をして (その信) 増長せしむ(6) 難調者をして調順せしむ(7) 慚愧する者をして安樂を得せしむ(8) 現在の有漏を断ぜしむ(9) 未来の有漏を断ぜしむ(10) 正法をして久住することを得せしむ、というものである。

この十種の利益 (僧祇律) に関しては、パーリ律と五分律とは比較的によく一致するが、他律にあっては若干の相異がみられる。いま問題とするのは第(10)の正法久住の項目である。パーリ律では、それは項目(9)にあげ、項目(10)は律を愛重するために vinayayannugghāhava としている。五分律では、正法久住を同じく項目(9)にあげ、(10)は分別毘尼梵行久住故としている。そしてここにかかげられた正法久住と梵行久住を、四分律以下の他律では、両者のうちのいずれか一つをあげる方法をとっている。すなわち四分律と僧祇律とは正法久住をあげて梵行久住をあげない。十誦律と根本有部律とは梵行久住をあげて正法久住をあげない。

ここでとくに注目されるのは摩訶僧祇律の項目(10)である。この律のみは正法久住をあげるに際して、「正法をして久住するを得て諸天世人の為に甘露の施門を開かんが故に」とのべていて。これはひ